Q. 保護者が新型コロナウイルス感染症に感染し、医療機関に入院(または宿泊療養施設に入所)することになり、入院(入所)の間、親族等も含めて子どもの世話ができる人がいない場合や、自宅療養することになり、体調が優れないため子どもの世話ができず、子どもの世話をお願いできる親族等もいない場合は、どこに相談すればよいのでしょうか。

A. まずは、新型コロナウイルス感染症の療養についてやりとりしている保健所にご相談いただき、それが難しい場合には、お住まいの市区町村の子育て相談窓口にご相談ください。

医療機関への入院や宿泊療養施設への入所または自宅待機の間、また、自宅療養の場合、 症状によっては子育てが非常に難しくなることがあります。

このような場合、まずは、親族等に子どもの養育や健康管理をお願いしていただくことになりますが、お願いできる親族等がおらず、子どもだけでは自宅での生活や健康管理ができない場合には、自治体が必要に応じて子どもの保護を行います。